

議決事項第 3 号

訓令名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会事務局 職員安全衛生管理規程の一部改正</p>	<p>教育委員会事務局の組織改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 安全衛生推進者等を設置する課の変更 (1) 安全衛生推進者の設置課を保健体育課から健康・安全教育課に改める。 (2) 衛生推進者を設置する事務局の課を「保健体育課を除く。」から「健康・安全教育課を除く。」に改める。 (第 8 条関係)</p> <p>2 施行期日 令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>

奈良県教育委員会教育長訓令第 号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程（平成八年三月奈良県教育委員会教育

長訓令第 号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月 日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

第八条第一項及び第二項中「保健体育課」を「健康・安全教育課」に改める。

<p>改 正 案</p> <p>第八条 健康・安全教育課に安全衛生推進者を 置く。 2 事務局の課（健康・安全教育課を除く。） 及び室並びに教育機関に衛生推進者を置く。 3 ～ 6 略</p>	<p>現 行</p> <p>第八条 健康・安全教育課に安全衛生推進者を置く。 （安全衛生推進者等） 第八条 保健体育課に安全衛生推進者を置く。 2 事務局の課（保健体育課を除く。）及び室 並びに教育機関に衛生推進者を置く。 3 ～ 6 略</p>
--	---